

伊勢市行財政改革大綱実施計画

今後の計画

| 個別方針   | 所管部署   | 平成18年度   | 平成19年度  | 平成20年度  | 平成21年度  |
|--|--|--|---|---|---|
|  |  | 目標   | 目標  | 目標  | 目標  |
| 1 財政健全化 ~ 財政的な「自立」~<br>歳入の一層の確保に努めます   |  |  |   |   |   |
| 収納率の向上   |  |  |   |   |   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税</li> <li>・国民健康保険料</li> <li>・介護保険料</li> <li>・住宅使用料</li> <li>・上水道料金</li> <li>・下水道使用料等</li> </ul> の収納率を向上します | 収税課<br>【市税】<br><br>医療保険課<br>【国民健康保険料】<br><br>介護保険課<br>【介護保険料】<br><br>建築住宅課<br>【住宅使用料】<br><br>上下水道部料金課<br>【上水道料金】<br>【下水道使用料】 | 職員等による自主納付の推進<br>各金融機関での口座振替勧誘の推進  | 職員等による自主納付の推進<br>各金融機関での口座振替勧誘の推進                             | 職員等による自主納付の推進<br>各金融機関での口座振替勧誘の推進<br>口座振替対象割合 44.4%           | 職員等による自主納付の推進<br>各金融機関での口座振替勧誘の推進<br>口座振替対象割合 45.4%           |
|  | 収税課<br>【市税】<br>医療保険課<br>【国民健康保険料】<br>介護保険課<br>【介護保険料】  | 滞納処分の実施  | 滞納処分の実施   | 滞納処分の実施   | 滞納処分の実施   |
|  | 収税課<br>【市税】<br>医療保険課<br>【国民健康保険料】<br>介護保険課<br>【介護保険料】  | 【市税・国民健康保険料・介護保険料】<br>徴収嘱託職員による新たな徴収体制により、新市全区域での臨戸訪問による早期対応                     | 徴収嘱託職員による新たな徴収体制により、新市全区域での臨戸訪問による早期対応                        | 徴収嘱託職員による新たな徴収体制により、新市全区域での臨戸訪問による早期対応                        | 徴収嘱託職員による新たな徴収体制により、新市全区域での臨戸訪問による早期対応                        |
|  | 収税課<br>【市税】  | 【市税】<br>コンビニエンスストア収納の督促状での対応の検討  | コンビニエンスストア収納に対応する市税すべての当初賦課及び督促状の研究・検討をし、実施可否の決定              |   |   |
|  | 医療保険課<br>【国民健康保険料】   | 【国民健康保険料】<br>2割軽減申請書未提出者への勧奨の実施  | 2割軽減申請書未提出者への勧奨の実施  | 2割軽減申請書未提出者への勧奨の実施  | 2割軽減申請書未提出者への勧奨の実施  |
|  | 医療保険課<br>【国民健康保険料】<br>介護保険課<br>【介護保険料】   | 【国民健康保険料・介護保険料】<br>催告書・呼出状の効果的な送付(短期証・資格証=国民健康保険料のみ)により、納付相談の機会の増大・分割納付等の納付指導を実施 | 催告書・呼出状の効果的な送付(短期証・資格証=国民健康保険料のみ)により、納付相談の機会の増大・分割納付等の納付指導を実施 | 催告書・呼出状の効果的な送付(短期証・資格証=国民健康保険料のみ)により、納付相談の機会の増大・分割納付等の納付指導を実施 | 催告書・呼出状の効果的な送付(短期証・資格証=国民健康保険料のみ)により、納付相談の機会の増大・分割納付等の納付指導を実施 |
|  | 建築住宅課<br>【住宅使用料】   | 【住宅使用料】<br>長期・悪質滞納者への法的措置の実施<br>連帯保証人への納付指導依頼及び請求                                | 長期・悪質滞納者への法的措置の実施<br>連帯保証人への納付指導依頼及び請求                        | 長期・悪質滞納者への法的措置の実施<br>2件<br>連帯保証人への納付指導依頼及び請求                  | 長期・悪質滞納者への法的措置の実施<br>3件<br>連帯保証人への納付指導依頼及び請求                  |
|  | 上下水道部料金課<br>【上水道料金】  | 【上水道料金】<br>誓約不履行者に対する強制停水の徹底   | 誓約不履行者に対する強制停水の徹底   | 誓約不履行者に対する強制停水の徹底   | 誓約不履行者に対する強制停水の徹底   |
|  | 上下水道部料金課<br>【下水道使用料】   | 【下水道使用料】<br>上水道料金の強制停水に基づく下水道使用料との連携の徹底  | 上水道料金の強制停水に基づく下水道使用料との連携の徹底                                   | 上水道料金の強制停水に基づく下水道使用料との連携の徹底                                   | 上水道料金の強制停水に基づく下水道使用料との連携の徹底                                   |
|  | H17年度収納率(現年・滞納繰越分合算)   |  | 目標収納率   | 目標収納率   | 目標収納率   |
| 市税 89.6%   | 収税課<br>【市税】  | 市税 89.7%   | 89.8%   | 90.0%   | 90.0%   |
| 国民健康保険料 74.5%  | 医療保険課<br>【国民健康保険料】   | 国民健康保険料 84.0%  | 84.1%   | 84.1%   | 84.1%   |
| 介護保険料 97.2%  | 介護保険課<br>【介護保険料】   | 介護保険料 97.2%  | 97.3%   | 97.6%   | 97.6%   |
| 住宅使用料 87.7%  | 建築住宅課<br>【住宅使用料】   | 住宅使用料 87.8%  | 87.9%   | 88.3%   | 88.4%   |
| 上水道料金 92.2% (H16年度)  | 上下水道部料金課<br>【上水道料金】  | 上水道料金 92.4%  | 92.6%   | 95.3%   | 95.4%   |
| 下水道使用料 90.7% (H16年度)   | 上下水道部料金課<br>【下水道使用料】   | 下水道使用料 90.8%   | 90.9%   | 93.3%   | 93.5%   |

伊勢市行財政改革大綱実施計画

今後の計画

| 個別方針   | 所管部署                   | 平成18年度<br>目標   | 平成19年度<br>目標   | 平成20年度<br>目標   | 平成21年度<br>目標   |
|--|------------------------|--|--|--|--|
| 受益者負担(使用料・手数料等)の適正化<br>使用料・手数料等の受益者負担について適正な金額かどうかの検証を行い、受益者負担を適正化します  | 財政課<br>関係各課            | ・適正化に向けた考え方の整理<br>・課題解消策の整理  | ・経費の算出、削減策、利用率向上策の検討<br>・受益者負担適正化基準の策定<br>・受益者負担を求める事業等の検討 | ・受益者負担適正化案の決定<br>・条例改正を含めた手続<br>・市民周知  | ・受益者負担の適正化   |
| 広告収入の獲得<br>市の資産等を広告媒体として有効活用し、広告収入を獲得します   | 管財契約課<br>関係各課          | ・封筒への広告掲載について検討<br>・広報紙・ホームページのポスター等広告掲載の検討                                    | ・封筒を含めた広告媒体への広告掲載について庁内検討委員会を設置                            | ・実施可能な広告媒体から随時実施<br>(「広報いせ」及び、市ホームページへのポスター広告を予定)  | ・実施可能な広告媒体から随時実施   |
| 基金の効果的活用と効率的運用<br>各種基金の活用基準、資金運用基準を策定し、繰替運用による一時借入金利息の軽減や債券運用益を増加させます  | 財政課<br>会計課<br>関係各課     | ・基金の現状把握<br>・繰替運用必要額の推計<br>・運用可能期間・可能額の推計<br>・繰替運用の活用と利子負担軽減                   | ・基金の整理統合等も含めた基金の活用基準の策定<br>・資金運用の基準策定                      | ・基金の活用、資金の運用   | ・基金の活用、資金の運用   |
| 歳出の可能な限りの削減を行います   |                        |  |  |  |  |
| 事務事業の見直し<br>限られた行政資源を最も有効活用するため、行政の担うべき役割を再度見直し、効率的・効果的な事業実施に向けた事務事業の再編・整理、廃止・統合を行います<br>今後は行政経営システムを構築し、その中で事業の選択と集中を行います |                        |  |  |  |  |
| 職員研修事業の見直し<br>これまでの外部講師の招聘、派遣研修のあり方を見直し、同等の成果が見込まれるものについては、庁内講師を最大限に活用するなど工夫します  | 職員課                    |  | ・見直し   | ・見直し   | ・見直し   |
| 市史編さん事業の見直し<br>歴史資料としての価値を損ねない範囲内で、巻数の見直し等を行います  | 総務課                    |  | ・見直し   |  |  |
| 環境管理システム(ISO14001)の見直し<br>外部機関の認証を受ける現在の体制を改め、伊勢市独自方式に則り、環境負荷の低減、地域の環境保全など、継続して取り組みます                                      | 環境課                    |  | ・伊勢市独自方式を構築し、H20年度から運用できるように準備する。                          | ・認証を返上し、独自方式で運用開始  |  |
| 市単独扶助費等の見直し<br>市単独扶助費等に関し、現在の社会情勢等に照らし合わせ、その継続について検討し見直します   | 生活支援課<br>関係各課<br>学校教育課 | ・該当部において検討会を設置し、検討   | ・見直し   | ・見直し   | ・見直し   |
| 保育所の統廃合<br>一之木・宮後・中島保育所を統廃合し、休日保育、延長保育を行う施設を新設します  | こども課                   | ・移行準備(一之木・宮後保育所縮小)   | ・新施設設置   |  |  |
| 老人乗合バス運賃助成事業、福祉バス運営事業の見直し<br>旧伊勢市の老人乗合バス運賃助成事業を見直し、旧小俣町の福祉バス運営事業を廃止して、新市の行政施策として、コミュニティバスを導入し、公平かつ効率的・効果的に実施していきます         | 交通政策課<br>長寿課           | ・コミュニティバス導入の準備   | ・コミュニティバス導入<br>(・小俣福祉バス運営事業の廃止)<br>・老人乗合バス運賃助成事業の縮小        | ・コミュニティバス運行内容の見直し、運行内容の決定  | ・コミュニティバス運行  |
| イベント等の見直し<br>市が主催又は共催するもののほか、人的・財政的支援を行っている各種イベントについて、成果等を検証し、そのあり方を見直します  | 観光事業課                  | ・見直し   | ・見直し   | 【花火大会】<br>E-ネットや専門家の意見を反映した大会運営の改善<br>【おおまつり】<br>プロジェクトチームの意見を受け、具体案の調整<br>【築市】<br>実行委員会です自主運営<br>【明かり行事】<br>市負担金の削減見直しを検討 | 【花火大会】<br>河川改修工事に伴う、大会会場の形状変更を機会に質的向上の検討を行う<br>【おおまつり】<br>具体案の実施<br>【明かり行事】<br>市負担金の削減 |
| 総人件費の削減<br>定員適正化計画に基づく人員削減や時間外勤務の削減、職務・職階・職種に応じた給料表の適正な運用、諸手当の見直しなどにより総人件費を削減します   | 職員課<br>関係各課            | ・庁内応援体制の確立などによる時間外勤務の削減<br>・専門職の給与体系の見直しに向けた状況調査<br>・諸手当について、国家公務員基準等を参考にした見直し | ・専門職の給与体系の見直しについての関係機関調整                                   | ・職務・職階に応じた給料表の運用<br>・専門職の給与体系の見直し  |  |

伊勢市行財政改革大綱実施計画

今後の計画

| 個別方針  | 所管部署                               | 平成18年度<br>目標   | 平成19年度<br>目標   | 平成20年度<br>目標   | 平成21年度<br>目標   |
|---|------------------------------------|--|--|--|--|
| 民間委託等の推進<br>「民間でできることは民間で」を基本に、サービス水準の維持・向上、経費削減が図られるものについては、事業の外部委託化を進めます<br>定員適正化計画との連動を図りながら、絶えず見直しを行い、継続して実施します     |                                    |  |  |  |  |
| 電算関連業務の一部委託<br>パソコンや周辺機器の障害対応、ネットワークの配線、職員からの電話による問合せなどの業務を民間事業者に委託します  | 電算システム課                            | ・委託業務にかかる業務量の調査・把握   | ・委託準備  | ・職員1人分の業務を委託<br>(現行業務の25%)   | ・さらに職員1人分の業務を委託<br>(現行業務の50%)  |
| 指定管理者制度の導入推進<br>H18.9.1現在、63施設が既に導入済みです民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の削減を図るため、離宮の湯についても指定管理者制度を導入します。小俣図書館など、その他の施設も、導入を検討します | 小俣総合支所<br>生活環境課                    |  | ・指定管理者制度導入(離宮の湯)                                       |  |  |
| 下水道使用料の徴収業務の委託<br>下水道使用料の徴収業務について段階的に委託を行います  | 上下水道部料金課                           | ・業務委託のデータ整理・基礎調査   | ・徴収業務委託仕様書の作成<br>・必要経費の積算(見積り調査)                       | ・業務委託  | ・既に実施している水道料金の徴収業務委託との統合   |
| 公の施設の見直し、再編、廃止<br>必要性、利用状況、コスト、成果などの観点から施設の総点検を行い、その結果に基づき、統合、廃止、転用などの見直しを行います  | 行政経営課<br>関係各課                      | ・施設調査の実施<br>・公の施設の統廃合等の基準づくり<br>・統廃合等の計画検討                   | ・計画策定、実施   | ・実施  | ・実施  |
| 補助金・負担金の見直し<br>市民と行政の協働、費用対効果の視点から補助金・負担金を抜本的に見直します   | 行政経営課<br>財政課<br>関係各課               | ・補助金・負担金の洗い出し<br>・市民を主体とした第三者機関である「補助金・負担金検討会議(仮称)」の設立       | ・補助金・負担金検討会議における交付基準の作成と、基準に基づく補助金・負担金の見直し(H20年度予算に反映) | ・検討会議を設置し、見直し(案)を策定  | ・見直し(案)に基づく関係団体等への周知・説明(H22年度予算に反映)  |
| 第三者(卸売市場)への関与のあり方の見直し<br>学識経験者等で構成される検討委員会を設置し、伊勢志摩総合地方卸売市場に対する人的、財政的関与のあり方について検討します                                    | 商工労政課                              | ・検討委員会を設置し、第三者への関わり方について検討                                   | ・方針決定  |  |  |
| 伊勢市土地開発公社への関与のあり方の見直し<br>土地取得の組織体制を整備し、人的関与のあり方を整理します   | 用地課                                | ・H19年度の体制整備に向け、機構改革及び職員配置等について、土地開発公社及び関係課と協議調整              | ・公共用地取得担当部署を設置し、土地開発公社から公共用地取得担当職員1人の派遣                |  |  |
| 債務を整理していきます   |                                    |  |  |  |  |
| 適正な公債管理<br>公債管理のガイドラインを策定し、市債残高の縮減、基礎的財政収支の均衡を目指します   | 財政課                                | ・適正な公債管理のガイドライン策定<br>・ガイドラインに基づく目標年次の決定                      | ・ガイドライン・目標年次計画に基づく公債管理の開始                              | ・ガイドラインに基づく公債管理の検証   | ・ガイドラインに基づく公債管理の検証   |
| 財産の効率的・効果的運用を図ります   |                                    |  |  |  |  |
| 普通・行政財産の有効活用<br>不用品の処分方針を策定し、未利用、低利用などの不用品について、売却、貸付けなどを行います<br>老朽化により空家となっている医師住宅について、借地転用、売却処分などの有効活用を行います            | 用地課<br>建築住宅課<br>上下水道部上水道課<br>病院総務課 | ・不用品処分方針の策定<br>・不用品の処分<br>・医師住宅としての要否の検討、土地・建物の詳細調査、活用方法等の決定 | ・不用品の処分、有効活用   | ・不用品の処分、有効活用<br>随意契約及び一般競争入札にて処分を進める。<br><br>不用品の課題解決されたものから処分<br><br>桜木町地内の医師住宅用地の処分方法の調整 | ・不用品の処分、有効活用<br>随意契約及び一般競争入札にて処分を進める。<br><br>不用品の課題解決されたものから処分<br><br>桜木町地内の医師住宅用地の処分方法の調整 |

伊勢市行財政改革大綱実施計画

今後の計画

| 個別方針   | 所管部署                  | 平成18年度<br>目標   | 平成19年度<br>目標   | 平成20年度<br>目標   | 平成21年度<br>目標   |
|--|-----------------------|--|--|--|--|
| 2 市役所改革 ~組織としての「自立」~   |                       |  |  |  |  |
| 効率的な組織に見直します   |                       |  |  |  |  |
| 行政経営システムの構築  |                       |  |  |  |  |
| 限られた行政資源を選択と集中により最有効活用し、市民満足度の高いサービスを提供するため、成果を評価軸としたPDSサイクルによるシステムを構築します  | 行政経営課<br>財政課<br>広報広聴課 | ・行政経営システムの検討   | ・行政経営システムの確立<br>・行政経営システムの試験運用   | ・行政経営システムの導入<br>・政策、施策を対象とした予算枠配分の導入(H21年度予算)  |  |
| 職員数の適正化  |                       |  |  |  |  |
| 市役所のあり方を考え、また中長期的な施策・業務見直しを立てて、アウトソーシング等を活用しながら、今後5年間で職員を100人減らします   | 職員課<br>関係各課           | ・年内に今後5年間の職員の適正配置を計画した定員適正化計画を策定   |  |  | ・H22.4.1における対H18.4.1の職員数を81人減員(1,674人→1,593人 4.8%減)<br>H22.4.1における対H17.4.1の職員数を120人減員(1,713人→1,593人 7.0%減)<br>(教育長を含み、広域環境組合出向職員を除く) |
| 組織の見直し   |                       |  |  |  |  |
| 「市民にわかりやすく、職員が仕事のしやすい組織」を基本に、住民ニーズに迅速、的確に対応できるような機動的かつ簡素で効率的な組織づくりを行います  | 職員課<br>関係各課           | ・機構改革検討委員会での検討   | ・機構改革の実施<br>(新たなポストの設置は行わない)   |  |  |
| 庁舎等施設の有効利用   |                       |  |  |  |  |
| 合併協議において、旧町村の庁舎は「当分の間、総合支所として活用するただし、新市の行財政改革の進捗にあわせ、随時見直しを行う」となっていますこれを踏まえ、市民サービスの維持を前提として、一部分庁方式も含め、庁舎の有効利用を進めます   | 合併調整室<br>関係各課         | ・庁舎等有効利用検討プロジェクトチームにおいて調整し、総合支所連絡会議、経営戦略会議で方向性を確認<br>・小俣総合支所の工事完了(教育研究所移転用)、有効活用検討<br>・二見総合支所議場の改修工事 | ・小俣総合支所2・3階の有効活用<br>・御園総合支所2・3階の有効活用検討<br>・二見総合支所3階の有効活用検討             |  |  |
| 電子入札の導入  |                       |  |  |  |  |
| 工事、コンクリート業務を始め、物品、物件を含めた電子入札システムを導入し、サービスの向上、入札業務の効率化を進めます   | 管財契約課                 | ・導入するシステムの決定   | ・システム試行運用  | ・システム本格稼働(職員2人減)   |  |
| 行政情報システムの共同化   |                       |  |  |  |  |
| 県及び県下各市町と共同で共有デジタル地図(都市計画図)を整備すると共に、この地図を活用して統合型地理情報システム(GIS)を構築し、関連業務の効率化を進めます<br>平成20年度に完成予定の共有デジタル地図により都市計画基本図を整備します。また、これと平行して庁内で整備が進められている、道路台帳付図のデジタル化と合わせてデータの一元化を行います。最終的には、現在個別で稼働している上下水道システムのデータなどを統合し、全庁的なシステムである統合型GISシステムの構築を進めていきます | 電算システム課<br>関係各課       | ・共有デジタル地図作成(実施率30%)  | ・共有デジタル地図作成(実施率60%)  | ・共有デジタル地図完成(実施率100%)<br>全庁的な統合型GISシステムの構築検討  | ・全庁的な統合型GISシステムの構築検討   |
| 経営品質に関する評価基準の導入  |                       |  |  |  |  |
| 経営品質(窓口サービスなど)に関する評価の基準を導入します  | 職員課<br>行政経営課          | ・情報収集、検討   | ・導入案の作成  | ・接遇市民満足度調査実施   |  |
| 法令遵守制度の確立  |                       |  |  |  |  |
| 市民の利益を保護し、また公正な職務の遂行を確保するため、内部通報体制等の公益通報保護のガイドライン、不当要求行為等の対策に関するガイドラインを策定します   | 行政経営課                 | ・公益通報保護のガイドライン策定<br>・不当要求行為等の対策に関するガイドライン策定  | ・公益通報保護のガイドライン策定<br>・不当要求行為等の対策に関するガイドライン策定<br>(平成18年度目標から転記)          |  |  |
| 情報セキュリティ対策の推進  |                       |  |  |  |  |
| システム、組織、職員を含めた総合的な情報セキュリティ対策を講じ、情報漏洩や外部からの侵入による情報改ざんなどを防ぎます  | 電算システム課               | ・庁内クライアントPCの更新(実施率50%)<br>・セキュリティソフト配信システムの導入<br>・セキュリティポリシー(市の情報セキュリティの基本方針)の見直し<br>・内部監査の実施        | ・庁内クライアントPCの更新(実施率100%)<br>・庁内ネットワークの改良<br>・内部監査の実施<br>・セキュリティポリシーの見直し | ・ネットワーク管理システムの構築<br>(市町村合併によってネットワークの規模が大きくなったことから、これを一括管理するシステムを導入する。これにより、ネットワーク上に存在するサーバ、クライアント、プリンタなどのハードウェアや、それらを使用する利用者の属性などの情報を一元管理することができる。)<br>・内部監査の実施 | ・サーバ入退出管理システムの導入<br>・クライアント配信システムの導入<br>・内部監査の実施   |
| 就学前の子どもに関する教育・保育の充実  |                       |  |  |  |  |
| 幼稚園及び保育所の適正配置と運営を検討するため、検討委員会を設置し、「伊勢市就学前教育・保育に関する整備方針」を定めます   | こども課<br>学校教育課         | ・「庁内検討会議」の設置および開催<br>・「伊勢市就学前教育・保育検討会議」の設置および開催  | ・「庁内検討会議」の開催<br>・「伊勢市就学前教育・保育検討会議」の開催<br>・「伊勢市就学前教育・保育検討会議」からの提言のまとめ   | ・「庁内検討会議」の開催<br>・「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針」に基づいた施設整備計画の策定   | ・「庁内検討会議」の開催<br>・「伊勢市の就学前の子どもの教育・保育に関する整備方針」に基づいた実施および進行管理   |

伊勢市行財政改革大綱実施計画

今後の計画

| 個別方針   | 所管部署 | 平成18年度<br>目標                     | 平成19年度<br>目標                     | 平成20年度<br>目標  | 平成21年度<br>目標  |
|--|------|----------------------------------|----------------------------------|---|---|
| 意識、能力の高い職員を育成します   |      |                                  |                                  |   |   |
| 人事制度の再構築<br>職員のモチベーションを高め、組織を活性化するため、昇任・昇格試験制度、希望降格制度を導入するとともに、新たな勤務評価システムの確立に向け取り組みます   | 職員課  | ・制度導入のための情報収集                    | ・昇任、昇格制度の構築、希望降格制度の構築            | ・昇任・昇格制度、希望降格制度の導入<br>・勤務評価システムの試行  | ・勤務評価システムの導入  |
| 人材育成アクションプラン(研修・ステップアップデザイン・事業創造制度)の実施<br>職員の知識・意識を高め、やるべきことをやるべき時に実践する能力を身に付けるため、人材育成アクションプランに基づくISEPプロジェクトの一環として各種研修、ステップアップデザイン、事業創造制度に取り組みます | 職員課  | ・研修後アンケート結果<br>:業務向上度70%意識向上度70% | ・研修後アンケート結果<br>:業務向上度75%意識向上度75% | ・研修後アンケート結果<br>:参加者指名研修<br>業務向上度60%意識向上度50%<br>:希望者派遣研修<br>業務向上度80%意識向上度85%<br>( 指名研修と希望者派遣研修の差が大きいの<br>で、指標を分けて目標設定する。 ) | ・研修後アンケート結果<br>:参加者指名研修<br>業務向上度63%意識向上度53%<br>:希望者派遣研修<br>業務向上度83%意識向上度88% |
|  |      | ・ステップアップデザイン<br>:デザイン構築度5%       | ・ステップアップデザイン<br>:デザイン構築度10%      | ・ステップアップデザイン<br>:デザイン構築度15%   | ・ステップアップデザイン<br>:デザイン構築度20%   |
|  |      | ・事業創造制度<br>:策定件数1件、能力向上度80%      | ・事業創造制度<br>:策定件数2件、能力向上度85%      | ・事業創造制度<br>:策定件数2件、能力向上度85%   | ・事業創造制度<br>:策定件数3件、能力向上度90%   |
| 改善の風土を根付かせます   |      |                                  |                                  |   |   |
| 人材育成アクションプラン(業務改善制度・職員提案制度)の実施<br>現状に留まらない改善意識を持ち、常に考え、向上する風土を形成するため、人材育成アクションプランに基づくISEPプロジェクトの一環として業務改善制度、職員提案制度を実施します                         | 職員課  | ・業務改善:取り組み件数10件<br>・職員提案:提案件数20件 | ・業務改善:取り組み件数15件<br>・職員提案:提案件数25件 | ・業務改善:取り組み件数20件<br>・職員提案:提案件数60件<br>課内提案制度を新たに構築する。<br>( 1人3件提案することを目指していく。 )   | ・業務改善:取り組み件数25件<br>・職員提案:提案件数65件  |

伊勢市行財政改革大綱実施計画

今後の計画

| 個別方針   | 所管部署                                  | 平成18年度<br>目標  | 平成19年度<br>目標                                      | 平成20年度<br>目標                                      | 平成21年度<br>目標                                      |
|--|---------------------------------------|---|---|---|---|
| 3 市民力活性化 ～「自立」した地域～  |                                       |   |   |   |   |
| 行政情報の提供、住民との共有を目指します   |                                       |   |   |   |   |
| 原則公開のガイドラインの策定<br>一定の行政情報について、開示請求を待たずに公開する自主公表義務を基本とし、審議会等の会議内容など、それ以外の情報についても積極的に提供する旨のガイドラインを策定します                            | 広報広聴課<br>関係各課                         | ・公開ガイドラインの策定、運用準備   | ・公開ガイドラインの運用                                      |   |   |
| 組織の年次目標及び目標達成度の公表<br>市政運営のあり方を市民に分りやすく説明するため、行政経営システムが構築されるまでの間、人事考課の目標管理による業績評価の部長課長年次目標および目標達成度を公表します                          | 職員課<br>関係各課                           | ・人事考課制度の「目標管理による業績評価」の部長、課長シートの公開   | ・人事考課制度の「目標管理による業績評価」の部長、課長シートの公開                 | ・行政経営システムによる市政運営の公開                               | ・行政経営システムによる市政運営の公開                               |
| ホームページの充実・情報量の拡大<br>掲載情報の適否、内容の検討などチェック機能を整備するとともに、外国語ページや携帯電話ページの開設に取り組みます<br>広報モニターアンケート満足度 56%(10人/18人)<br>(H18.2月実施)         | 広報広聴課<br>関係各課                         | ・各部ホームページ担当者の配置とチェックシート設置の検討<br>・ホームページの検証、改善<br>・携帯電話ページの開設<br>・外国語ページの検討<br>市政モニターアンケート満足度60%           | ・ホームページの検証、改善<br>市政モニターアンケート満足度65%                | ・ホームページの検証、改善<br>市政モニターアンケート満足度69%                | ・ホームページの検証、改善<br>市政モニターアンケート満足度73%                |
| ケーブルテレビの行政番組内容の充実<br>視聴者が興味を持ち、見たいような番組編成にします<br>H23年に導入される地上デジタル放送への対応に向けた研究に着手します<br>広報モニターアンケート満足度 53%(17人/32人)<br>(H18.2月実施) | 広報広聴課<br>関係各課                         | ・番組やコーナーの見直し<br>・デジタル放送対応の検討<br>市政モニターアンケート満足度61%   | ・番組やコーナーの見直し<br>・デジタル放送対応の検討<br>市政モニターアンケート満足度65% | ・番組やコーナーの見直し<br>・デジタル放送対応の検討<br>市政モニターアンケート満足度69% | ・番組やコーナーの見直し<br>・デジタル放送対応の検討<br>市政モニターアンケート満足度73% |
| 市民とともに考え行動します  |                                       |   |   |   |   |
| 自治基本条例の策定<br>市民、議会、行政の行動原理となり、また伊勢市の最高法規となる「自治基本条例」を市民を含む様々な主体の参画により策定します  | 行政経営課<br>市民参画交流課<br>地域内分権推進課          | ・まちづくり計画を策定するまちづくり市民会議において、自治基本条例についての意識の醸成を図る<br>まちづくり計画：市民、NPO、行政等が、協働してまちづくりを進めるための活動の根拠となる「みんなのまちの計画」 | ・まちづくり計画が策定されるのにあわせ、具体的に自治基本条例の策定方法について決定         | ・市議会との検討を基に自治基本条例策定検討委員会(仮称)を設置し、条例(案)の検討         | ・自治基本条例策定検討委員会(仮称)で、条例(案)の検討                      |
| 膝詰め討論会の定期開催<br>市長及び市幹部が地域に赴き、積極的に市民と直接対話することにより、市の方向性などについて、市役所と市民が共通認識を持つことを目指します   | 広報広聴課<br>行政経営課<br>地域内分権推進課<br>市民参画交流課 | ・膝詰め討論会の開始  | ・膝詰め討論会の開催  | ・膝詰め討論会を自治会を基本にして開催する                             | ・膝詰め討論会を自治会を基本にして開催する                             |
| 地域経営意識の醸成<br>市民、各種団体、企業、市役所など伊勢市を構成する様々な主体が団結し、役割分担、連携しながら活力のある持続可能なまちをつかっていくといった意識を醸成します  | 行政経営課<br>地域内分権推進課<br>市民参画交流課          | ・地域経営研修会の開催<br>(職員向け、市民向け)  | ・地域経営研修会の開催<br>(職員向け、市民向け)                        | ・地域経営研修会の開催<br>(職員向け、市民向け)                        |   |
| 職員の市民活動への参加の推進<br>市民活動団体や自治会活動への職員の参加を推進するため、情報窓口を一元化するとともに、研修による意識の高揚や参加支援等環境の整備を図ります   | 市民参画交流課<br>行政経営課<br>職員課               | ・研修実施   | ・市民活動団体や自治会の活動と職員とのマッチングの展開                       | ・登録システムを構築し、市民及び職員への周知                            | ・市民及び職員への周知                                       |
| 審議会等の設置・運営のガイドラインの策定<br>審議会等の活性化とともに、行政の公正の確保と透明性の向上を図るため、委員の選任や会議の運営などについての全庁統一基準を定めます  | 総務課<br>行政経営課                          | ・審議会等の設置及び運営に関するガイドラインの策定、運用  |   |   |   |
| 協働ガイドラインの策定<br>公共活動を、市民、地域活動団体、NPO、ボランティア、市役所が協力して実施する際の、それぞれの行動の仕方のルールを、様々な主体とともに策定します  | 市民参画交流課<br>地域内分権推進課<br>行政経営課          | ・庁内研究会・市民研究会の立上げ  | ・ガイドライン「協働のルール」の策定<br>(5年毎を目途に見直し)                | ・自治基本条例と合わせて策定                                    | ・自治基本条例と合わせて策定                                    |

伊勢市行財政改革大綱実施計画

今後の計画

| 個別方針  | 所管部署                              | 平成18年度  | 平成19年度  | 平成20年度  | 平成21年度       |
|---|-----------------------------------|---|---|---|--------------|
|   |                                   | 目標  | 目標  | 目標  | 目標           |
| 市民活動の自立を支援します   |                                   |   |   |   |              |
| 地域活動支援  |                                   |   |   |   |              |
| 自治会に対する財政支援の窓口を一元化します<br>また、住民からの希望により行政が原材料を支給し、住民が作業を行うことにより住民のモチベーションの維持・向上を図り、また同時に経費削減につなげる制度、自治会や企業が道路や公園などの保守管理を行う制度、地域内分権の導入に向けた研究を行います | 市民参画交流課<br>地域内分権推進課<br>関係各課       | ・元気なまちづくり協働事業等の見直しの検討<br>・先進地事例など地域支援制度の情報収集                    | ・元気なまちづくり協働事業等の見直しの検討<br>・先進地事例など地域支援制度の情報収集                    | ・実施計画項目の「補助金・負担金の見直し」と支援制度を管轄している各課と調整し、地域活動支援窓口の一元化の方向性の決定 |              |
| NPO等活動支援  |                                   |   |   |   |              |
| NPO等が活動資金を獲得できるよう支援するとともに、市が把握している情報をNPO等に提供します<br>また、市のホームページやケーブルテレビを活用して活動団体、活動状況を市民に発信していきます  | 市民参画交流課<br>広報広聴課                  | ・活性化活動事業補助を実施<br>・国・県・企業の支援事業の情報を収集し提供<br>・市の媒体を通じた団体や活動の市民への紹介 | ・活性化活動事業補助を実施<br>・国・県・企業の支援事業の情報を収集し提供<br>・市の媒体を通じた団体や活動の市民への紹介 | ・活性化活動事業補助を実施<br>・中間支援施設である、いせ市民活動センターとNPO等の活動支援の業務委託を検討する  | ・検討した方法で実施する |
| 地域活動・市民活動への施設提供   |                                   |   |   |   |              |
| 公の施設の空き情報と自治会や市民活動団体のニーズを把握し、調整します<br>また、地域活動の拠点として学校の空き教室を開放することについて検討します  | 市民参画交流課<br>管財契約課<br>学校教育課<br>関係各課 | ・先進地事例の情報収集   | ・実施の検討  | ・方向性の決定   |              |